

法学研究科 自己点検・評価報告書

I. 理念・目的

1. 目的・目標

(1) 研究科の理念・目的（教育目標）

学校教育法第99条に規定された大学院の目的に関する事項及び大学院設置基準第1条の2に規定された「人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に関する事項を踏まえ、法学研究科の理念・目的（人材養成目的、教育研究上の目的）を以下のとおり定め(2008年9月27日開催研究科委員会制定)、大学院学則別表に記載し、ホームページ、大学院便覧、法学研究科シラバス、明治大学大学院ガイドブック、学生募集要項等で公表している。

【明治大学大学院学則 別表4 人材養成その他の教育研究上の目的】

法学研究科には、法学研究コースと法学専修コースが設けられている。法学研究コースの目的は、基本的に大学教員を中心とする研究者の養成にあるが、博士前期課程修了後に、企業や官公庁の法務担当などの専門職に就く道も開かれている。法学専修コースは、主に社会人を対象として、専門知識に関するスキルアップを目的としている。学部や専門職大学院では、現行法の解釈や運用の実態を学び、法技術を習得することに主眼が置かれるのに対し、両コースでは、こうした法知識の習得を前提としつつ、さらに「法」をめぐる「知の探究」が求められることになる。博士後期課程では、課程博士論文の作成を指導し、大学教員など法学研究者の養成を目指す。

(2) 目指すべき人材像

上記目的に沿って、修了時点において学生が修得しておくべき要件を含め、法学研究科が養成すべき人材像を「目指すべき人材像」として下記のとおり定め、ホームページ、大学院便覧、法学研究科シラバス、明治大学大学院ガイドブック、学生募集要項等で公表している。

【公法学専攻】

公法学専攻の博士前期課程では、研究コースと専修コースを設置し、それぞれ基礎となる実定法分野の科目のみならず先端分野の多様な科目を修得させ、自立した法学研究者及び高度専門職業人の養成を目的とする。博士後期課程は、法学分野での自立した研究者の養成を目的としており、先端分野の科目や比較法・基礎法の多様な科目を修得させ、広範な知識と独創性を持った研究者の養成を目指す。

【民事法学専攻】

民事法学専攻の博士前期課程では、研究コースと専修コースを設置し、民法・商法等の実定法科目のみならず先端分野・基礎法分野の多様な科目を修得させ、研究者及び法学領域の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする。博士後期課程は、先端科目や比較法・基礎法の多様な科目を修得させ、法学分野の研究者として自立して研究活動を行うために必要となる高度な研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2. 現状 (2010 年度の実績)

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は適切に設定されているか。

① 大学の理念・目的、建学の精神と、研究科の理念・目的との関係

本学において、大学院は学術研究活動の重要な拠点と位置付けられている。21 世紀を迎え、社会経済の激しい変化と学術研究の著しい進歩・発展に伴い、大学院の重要性が認識されるとともに、そのあり方が見直されようとしている。社会の多様な要請に応えるため、また本学全体の目標でもある、国際化を前提とした、多様な院生の確保、学術基礎研究の推進、学術研究の高度化、優れた研究者の養成、先端的・現代的分野の研究、高度専門職業人の養成等、多様な複眼的な目的が求められている。このような目的を果たすための教育・研究計画を策定し、それを実施してゆくことが、法学研究科に課された最重要課題である。

② 実績や資源から見た理念・目的の適切性

優秀な研究者及び高度専門職業人の養成といった法学研究科の理念・目的は、着実に実施されており、とりわけ、大学研究機関への院生の就職者数が着実な伸びを示している。

③ 個性化への対応

法学研究科独自の特色ある取組・活動は、現状では実施されていない。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

大学院学則、大学院便覧、大学院シラバス、明治大学大学院ガイドブック、大学院学生募集要項、ホームページ等へ掲載しており、十分に広く周知できていると考える。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

学生の現状認識や要求事項を汲みとるため、授業評価アンケートを実施しているが、その結果は、おおむね好評であった。今後もカリキュラム・FD等検討委員会及び院生協議会との意見交換会や、就職動向調査などを行い、学生の満足度アップを図りたい。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

- ・本学の建学精神を体し、「地球市民」としての法律家・法学者の育成に目標を設定している。
- ・明治 14 年の明治法律学校建学の精神との連続性が自覚的に浸透している。在校生のみならず、社会一般に対して、周知している。2011 年度大学院学生募集要項（2010 年度作成）中でも、掲載している。
- ・学生へのアンケート調査に基づき、院生協議会との会合では、率直で活発な意見交換がなされ、また、懇親会や就職懇談会などを通して、研究科の理念・目標の検証が行われている。

(2) 改善すべき点

博士前期課程及び博士後期課程と併に副指導教員を配置したが、一部の教員には、未だ個人による教育に力点を置く者がみられ、共同して学生を育てる体制が周知徹底されていない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

【アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）】

【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】

【ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）】

の 3 つのポリシーを再確認し各教育制度を促進させることが肝要である。

懇談会や相談会などを通して、学生が副指導教員と接触する機会を増やすことで、共同して学生を育て

る体制の改善に努めたい。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

法学研究科博士前期課程は研究者の養成とともに高度専門職業人を養成すること（専門職養成）を目的とし、博士後期課程ではもっぱら高度の研究機能を有する研究者の養成を目的とする。このような目的を果たすためには、開かれた研究体制の確立と幅広い人材を集めることが必須であり、そのような体制の下で従来からの指導体制を基礎としつつ、カリキュラム・FD等検討委員会において、専修コース

の改革や英語講義によるコースの新設など、新たな教育研究計画の策定を進めている。

上記の目的実現をさらに協力を推進してゆくために、法学研究科において特定課題プロジェクトを創設するとともに、副指導教員制度を導入した。共同研究の活性化とともに、複数の教員が連携して、学生の教育・人材養成にあたる体制を推進している。

5 根拠資料

資料1 2010年度法学研究科シラバス

資料2 2011年度大学院学生募集要項

資料3 2011年度明治大学大学院ガイドブック

資料4 明治大学 ホームページ

(URL：http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/outline/rinen.html)

(URL：http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/outline/specialty%20purpose.htm)

I-2. 理念・目的に基づいた、特色ある取組み

1. 目的・目標

特記事項なし。

2. 現状（2010年度の実績）

特記事項なし。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

特記事項なし。

(2) 改善すべき点

法学研究科の独自の取組みは実施されていない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

・LLM・プログラムの実施（英語コース）において、従来以上に留学生を受け入れ、大学院の国際化及び国際社会への貢献、さらには世界に対する情報発信を目的として、LLM・プログラムの実施を目指すこととし、そのための調査や体制づくり、カリキュラムの作成等の必要な措置を行う。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

他大学の視察を行った。法学研究科にて取り組むことができるか調査及び検討をカリキュラム・FD等検討委員会にて行い導入につなげたい。

Ⅲ. 教員・教員組織

表3-1 教員一人あたり学生数推移表

項目	2008年	2009年	2010年
専任教員数（特任教員を含む）（A）	36（00）	39（00）	37（00）
学生数（B）	92	83	76
教員一人あたり学生数（A/B）	2.55	2.12	2.05

[注]

- 1 学生数, 教員数は各年5月1日現在。
- 2 専任教員数には, 特任教員は含み, 兼任教員, 助手, 客員教員は含まない。括弧内は, 特任教員数。

表3-2 2010年度 開設授業科目における担当者の専任・兼任比率

専攻	項目	必修科目	選択必修科目	その他の科目	合計
法学	専任担当科目数 （A）	110	0	20	130
	兼任担当科目数 （B）	0	0	9	9
	専任比率％ （A / （A + B） *100）	100％	0	68.9％	

[注]

- 1 この表は, 大学設置基準第10条にいう「教育上主要と認める授業科目」についての専任教員の担当状況を示すものである。
- 2 「専任担当科目数」には, 他学部, 研究科, 研究所等の専任教員による兼任教員担当科目も含む。
- 3 「科目数」は, 開設した科目の数で計上している。また, 同一科目を複数開設している場合, 同一教員が担当している場合は科目数1とした。

表3-3 2010年度に大学院で実施しているFDに関する活動内容・参加者数・参加率

項目	2008年	2009年	2010年
専任教員数	2/2	1/1	0
FD研修参加者数*	2/2	1/1	0
参加率	100	100	0

[注]

- 1 FD教員参加者数とは年間1回以上研修に参加した教員数。

表3-4 外国人教員の状況（2010年5月1日現在）

2010年度	外国人教員採用数	外国人教員在籍総数	法学研究科教員数	外国人教員の割合

	0	1	37	2.7%
--	---	---	----	------

[注]

- 1 教員数は、専任教員及び特任教員の合計数で、客員教員、助手は含まない。
- 2 採用数は、基準日現在までに任用された数。

表3-5 女性教員の状況（2010年5月1日現在）

2010年度	女性教員 採用数	女性教員 在籍総数	法学研究科 教員数	女性教員の割合
		0	1	37

[注]

- 1 教員数は、専任教員及び特任教員の合計数で、客員教員、助手は含まない。
- 2 採用数は、基準日現在までに任用された数。

1. 目的・目標

(1) 求める教員像及び教員組織の編成方針

学校教育法第92条及び大学院設置基準第3章に定める教員の資格を満たし、かつ法学研究科の人材養成その他教育研究上の目的の達成に資することができる教員を求める。また、「法（Law）」に関わる現象及び活動を多面的・多角的に攻究することができるよう、各分野に必要な教員を適切に任用することを方針としている。

2. 現状（2010年度の実績）

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

① 教員像（教員に求める能力、資質、資格要件等）の明確化

大学院授業担当者に求める条件については内規により定められ、また、教員の公募に際しては、研究業績・教育業績等の評価の他、本学の現状や課題に対する理解も含め採用を行っている。

② 教員構成の明確化（学生総数と教員数、教員一人あたり学生数、年齢・性別等の構成、任期付き教員、専任教員・兼任教員の比率）

「連携大学院」および併任教員は、存在しない。

本学では学部中心の組織編制であるため、法学研究科独自の改革にはおのずと限界がある。また、法科大学院の設立に伴い、法学部・法学研究科の相当数の専任教員が法科大学院に移籍したため、教員の補充が必要となっている。

③ 教員の組織的な連携体制と教育研究に係わる責任の明確化

博士後期課程および博士前期課程に副指導教員を設置している。副指導教員は、当該院生の研究領域ないし隣接領域の研究者であり、指導教員とともに研究指導を行っている。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

① 編成方針に沿った教員組織の整備（法令必要数の充足、教員組織の整備方針と実態の整合）

法令必要数は充足している。教員組織の整備については、「カリキュラム・FD等検討委員会」で検討している。

② 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

「カリキュラム・FD等検討委員会」が設置され、そこで科目担当教員の適格性を判断している。

④ 研究科担当教員の資格の明確化と適正配置

「カリキュラム・FD等検討委員会」での検討を踏まえ、研究科委員会において審議されている。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

① 教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

兼任講師の採用を除き、人事権は学部属している。

② 規定等に従った適切な教員人事

法学研究科担当人事に際しては、主に研究業績を評価対象としている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

① 教員の教育研究活動等の評価の実施

教育活動については、学生に対して授業評価アンケートを実施し、また、修了予定者を対象とした授業満足度アンケートを実施している。

研究活動の調査は、毎年度大学全体で行われているが、法学研究科独自での評価体制は整っていない。

② FDの実施状況と有効性

大学院全体では大学院長を委員長とする「大学院教育改革推進委員会」を設置しFDについて取り組む。また年に数回、院生協議会の代表と教育・研究環境の向上について協議の機会を設けている。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

授業満足度アンケートを実施することにより、授業内容の改善へ向け留意されるべき点を明確にすることができた。また、学生相談室の活用により学生に対するケアの機会が添えた。

(2) 改善すべき点

- ・専任教員の過度な授業負担を改善するため、教員補充の方策が検討されるべきである。
- ・大学院研究科に与えられた権限が不十分である。そのため、研究科の教育課程に相応した教員組織は整備されていない。
- ・研究科には専任教員についての人事権が与えられていない。
- ・学生指導の適切性を担保する方策として、指導を受ける学生・指導教員・副指導教員の三者間の意思疎通を図る必要がある。
- ・授業満足度アンケートについては、その対象が修了予定者であり実際の回答については必ずしも学生の真意を汲み取れていない部分が多い。
- ・授業評価アンケートは、大人数を基本とした学部と同一内容であるため、研究科に対応したものとは言いがたい。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・教育効果を上げるため、指導学生・指導教員・副指導教員が連携をとる方策を検討する。
- ・また、院生協議会と研究科執行部の懇談会を継続して行う。これにより、学生からの声を逐次把握できる仕組みを完成させる。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・担当教員の定年退職および法科大学院への移籍による教員の減少に対応するため、従来の教員養成システムの充実を図りながら、外部からの教員採用を行う。
- ・カリキュラムの充実を図るため、客員教授等の採用も検討する。

- ・学内教員スタッフの有効利用，法学専修コースの改変に伴い，准教授による前期課程科目の担当や学内他学部所属の教員による授業担当も検討する。
- ・FDの一環として，例えば，公法学，民法学，基礎法学といった大まかな研究枠組の中で，教員間で学生の指導に関する意見交換の場を設け，指導の適切性を相互に検証する。

5 根拠資料

- 資料1 2010年度法学研究科シラバス
- 資料2 2010年度授業アンケート
- 資料3 2010年度大学院便覧
- 資料4 2010年度カリキュラム・FD等検討委員会開催通知
- 資料5 2011年度大学院ガイドブック

IV. 教育内容・方法・成果

表4-1 必修・選択科目単位数・卒業に必要な単位数

専攻	必修単位数	選択単位数	修了に必要な単位数
法学	12単位	20単位	32単位

表4-2 締結している単位互換協定

締結先大学等名称	締結年月日
首都大学院コンソーシアム	2003年4月1日

[IV-1 教育目標，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針]

1 目的・目標

(1) 学位授与方針（ディプロマポリシー）

学則別表に「人材養成その他の教育研究上の目的を」定め（第1章を参照）公開しているが，この目的を達成するため，目指すべき人材像，具体的到達目標，修得すべき成果，諸要件を明確にした「学位授与方針」を研究科委員会において定め（2010年10月21日開催研究科委員会），これを大学院便覧等で公開している。

法学研究科 学位授与方針（ディプロマポリシー）

【博士前期課程】

博士前期課程は，研究者・高度専門職業人を旨とする人材の輩出を目的としている。このような人材育成目的を踏まえ，本研究科の定める修了要件を充たし，かつ，学業成績ならびに学位論文から，以下に示す資質や能力を備えたと認められる者に対して修士（法学）の学位を授与する。

○広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力。なお，学修・研究について著しい進展が認められる者については，在学期間を短縮して博士前期課程を修了することができる。

【博士後期課程】

博士後期課程は、法学分野の研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を備えた人材を輩出することを目指している。この人材育成目的を踏まえ、本研究科の定める修了要件を充たし、かつ、学業成績ならびに学位論文から、以下に示す資質や能力を備えた者と認められる者に対し博士（法学）の学位を授与する。

○専門分野において研究者として研究者として自立して研究活動を行ない、またはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すと認められる能力。なお学位論文に関して求められるのは、（１）論文の独創性、（２）研究テーマの学問的意義と適切性、（３）論文の体系性、（４）先行研究の網羅的調査、（５）十分な外国語能力、（６）理論的かつ実証的な分析、（７）論旨・主張の統合性と一貫性、（８）その他の形式的要件、といった諸点である。

(2) 教育課程の編成・実施方針

法学研究科 教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）

【博士前期課程】

法学研究科博士前期課程の教育理念・目標である、研究者・高度専門職業人としての学問的基礎の習得を実現するために、以下に示す方針に基づきカリキュラムを編成している。

法学研究者養成を主たる目的とした法学研究コースと、法学領域の専門性を有する職業等に必要能力を養成することを目的とした法学専修コースを設置している。法学研究コースは、実定法分野の科目のみならず、先端分野や基礎法分野などの多様な科目を設置し、法解釈学を支える基礎的な法学科目を充実させることにより、研究活動を自立して行える研究者を養成するための環境を整備し、さらに博士後期課程への進学を支援している。法学専修コースは、「行政法・教育法」、「税法・商法」、「労使・雇用関係法」、「民法」、「法文化・裁判」の5つの「特定課題研究」に区分され、この中からさらに具体的な自己の専修科目を指定し、研究活動を行なうことにより、法学に関する高度な専門知識を有する社会人・職業人の養成を目指している。このため高度専門職業人の養成に不可欠な関連分野を広範かつ効果的に学べるように配置している。

【博士後期課程】

法学研究科博士後期課程の教育理念・目標である、法学分野の研究者として自立して研究活動を行なうのに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識の習得を実現するために、以下に示す方針に基づきカリキュラムを編成している。

科目配置においては、先端科目や比較法・基礎法にわたる多様な科目を充実させることにより、比較法及び基礎法理論に裏打ちされた研究活動を自立して行なえる研究者の養成に努めている。また、課程博士論文の完成を援助し、研究者としての自立を支援するために、助手制度の活用を推進している。さらに、研究者志望の法科大学院修了者の受入体制を整備している。

2 現状（2010年度の実績）

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

① 修得すべき成果、諸要件を明確にした学位授与方針の明示

博士前期課程（2年）は研究者の養成とともに高度専門職業人を養成することを教育目標とする。研究者あるいは高度専門職業人としての学問的基礎を修得し、自立して問題解決に当たることができる能力を身につけさせることが具体的な目標となる。

博士後期課程（3年）では高度な研究能力を有する研究者の養成を目的とする。博士後期課程を修了し、博士学位を取得した段階では、若手研究者として公私の研究機関で独立して研究を行い、その成果を論文として発表することができ、さらに大学等の高等教育機関で学生の教育に当たるこ

とができる能力を身に付けさせることが具体的な目標となる。

これらの教育目標は、在学生に配布する大学院シラバス並びに入学希望者等に配布する明治大学大学院ガイドブック、ホームページ等に掲載されている。

② 教育目標と学位授与方針との整合性

前記の教育目標と学位授与方針の下、できるだけ多くの在学生に対して学位を授与できるように指導を充実させることが求められる。

2010年度の学位授与の成果として、博士前期課程において修士学位を取得した者は15名（公法学7名、民事法学8名）であったが、博士後期課程において課程博士を取得した者は0名であった。

③ 修得すべき学習成果の明示

修士論文は、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を示すと認められるものでなければならない。これは、「修士学位取得のためのガイドライン」において修士論文に求められる要件として明示されている。

博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要の高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すと認められるものであり、かつ、法学研究科の博士論文として相応の質・量・内容・水準を備えるものでなければならない。審査にあたって考慮されるのは、(1)論文の独創性、(2)研究テーマの学問的意義と適切性、(3)論文の体系性、(4)先行研究の網羅的調査、(5)十分な外国語能力、(6)理論的かつ実証的な分析、(7)論旨・主張の統合性と一貫性である。これらの事項は、「博士学位取得のためのガイドライン」において博士論文に求められる要件として明示されている。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

① 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の設定

博士前期課程では、演習の授業が設けられ、そこではとりわけ修士論文作成のための指導が行われている。学生は、教員とのやり取りを通じて、テーマの選定、文献の収集、研究発表を行い、また、教員や他の受講生との討議を繰り返し、さらに教員による修論原稿の添削を受けるなどの過程を経て、修士論文を完成させている。以上の内容を定めた「修士学位取得のためのガイドライン」を学生に提示し、指導を行っている。

博士後期課程では「博士学位取得のためのガイドライン」に従い、以下のような指導体制がとられている。まず、1年次の末に論文作成計画書を指導教員に提出し、副指導教員を決定する。2年次の末に「中間報告」を指導教員と副指導教員に提出する。そして、この中間報告に基づき、3年次の前期に公開報告を行い、3年次の8月末までに「学位請求論文」を提出する。後期課程の「講義」は論文執筆指導時間に充当し、学位論文完成に至る中間作業として、大学院紀要（法学研究論集）に論文を執筆させている。以上の内容を定めた「博士学位取得のためのガイドライン」を学生に提示し、論文執筆のプロセスを明確にして、これに準拠したかたちで学位論文作成を指導している。

「修士学位取得のためのガイドライン」「博士学位取得のためのガイドライン」は、在学生に配布する法学研究科シラバスに明示されている。

② 科目区分、必修・選択の別、修得単位数の明示

博士前期課程は標準修業年限（2年）以上在学して32単位以上を履修しなければならない。必修科目として、1年次に専修科目の講義（4単位）と演習（4単位）を、2年次に専修科目の演習（4単位）を履修することが必要となる。また、選択科目として専修科目以外の講義または演習を1年次に12単位、2年次に8単位履修しなければならない。

博士後期課程は標準修業年数が3年で指導教員が必要と認める2科目8単位の履修が望ましい。以

上の事項は在学生に配布する法学研究科シラバスと大学院便覧に明示されている。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか

① 周知方法と有効性

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、大学院便覧と法学研究科シラバスに掲載されて毎年公表されている。

② 社会への公表方法

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、法学研究科ホームページに掲載されている。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。（検証する組織や見直しに関する規定やガイドラインの設置、検証活動の実績、見直しの成果など）

カリキュラム・FD等検討委員会が設置され、適宜、制度上の問題点と改善に向けた方策を検討している。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

- ・2010年度に博士前期課程において修士学位を取得した者は15名（公法学7名，民事法学8名）であった。前年度の実績と比較して修士学取得者数は減少したが，法科大学院との並存という法学研究科の博士前期課程が置かれている厳しい状況を鑑みると，一定の成果を得られたものと考えられる。
- ・2010年度は博士後期課程において課程博士取得者を輩出できなかったが，指導教員と副指導教員による複数指導体制に基づく厳格な指導が実施されており，来年度以降に成果が具体的な数字として現れるものと思われる。
- ・論文作成にあたり「修士学位取得のためのガイドライン」「博士学位取得のためのガイドライン」が指針としての役割を果たしており，効果的な指導が実現されている。

(2) 改善すべき点

- ・教育・研究のシステムはほぼ出来上がっているが，これをさらに有効に活用させるための工夫が必要である。
- ・ここ数年の修士学位取得者数は1年あたり30名前後で推移していたが，2010年度は15名に止まった。学生定員との比較において深刻な数といえる。今後は，入学者数の拡大とともに入学後の指導を徹底することにより学位取得者の増加を図るように努める。
- ・また，課程博士については過去2年において両専攻から学位取得者を輩出していたが，2010年度は学位取得者が0名であった。課程博士を出せなかったことは博士後期課程を置く研究機関として憂慮すべき事態であり，深く反省すべき点である。課程博士取得の可能性のある学生が確実に成果を得られるように法学研究科全体でサポートをする体制の整備を図る。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

社会人向けの夜間開講に特化した法学専修コースを2010年から準備を始め，2011年度からスタートさせた。学生のニーズに適合したカリキュラムの充実と時間割の編成に努め，次年度以降の入学者増加を目指す。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

法曹養成に特化した実践的教育を行う専門職大学院である法科大学院と連携し、創造的な思考力を備えた優れた法曹を養成するためにも、法科大学院の学生に、法学研究科に設置されている授業科目の履修の機会を与えるようにしたい。例えば、法科大学院の学生に法学研究科の授業科目を法科大学院の選択科目として履修できるようにする。2010年度は法科大学院では手薄になりがちな外書講読科目の受講を認める措置を講じた。次年度以降は、法科大学院学生の要請を授業内容に取り入れるように努めるとともに、受講可能な科目の拡大を図る。

5 根拠資料

資料1 2010年度大学院便覧

資料2 2010年度法学研究科シラバス

資料3 2011年度明治大学大学院ガイドブック

資料4 大学院法学研究科ホームページ

(URL : http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/index.html)

[IV-2 教育課程・教育内容]

1 目的・目標

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づく教育課程・内容

本章第1項「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成方針」に示したように、本学の理念・目的を達成するために、法学研究科では人材養成目的（教育目標）を定め、この実現のために、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明示している（本章第1項参照）。

この方針に沿うとともに、大学院設置基準第5章（教育課程）の規定を踏まえ、法学研究科の教育課程は構築されている。

博士前期課程では法学研究コースと法学専修コースを設置している。法学研究コースでは、大学教員を中心とする研究者の養成のみならず、企業や官公庁の法務担当などの高度専門職業人の養成も目的としている。法学専修コースは、主に社会人を対象としており、専門知識に関するスキルアップを目的としている。

博士後期課程では、法学分野での自立した研究者の養成を目的としており、先端科目や比較法、基礎法などの多様な科目を修得させ、広範な知識と高度かつ独創的な研究能力を有した研究者の養成を目指す。

2 現状（2010年度の実績）

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

① 必要な授業科目の開設状況

法学研究コースでは、憲法・民法・刑法などの主要法律科目、法哲学・法社会学・法史学などの基礎科目のほか、英米独仏中の外国法科目、法情報学・環境法・医事法などの先端科目、弁護士などの実務家による法律実務実践研究も開講している。

法学専修コースでは、「行政法・教育法」「民法」「税法・商法」「労使・雇用関係法」「法文化・裁判」という5つの特定課題研究を設け、各特定課題研究に科目設置している。

② 順次性のある授業科目の体系的配置（履修体系図やコース系統図の明示、科目相関図、4年間の履

修モデル、適切な科目区分など)

学部教育における幅広い教養の修得と法律学についての十分な知識の習得を踏まえることが、法学研究科における法学研究の前提となっている。したがって、法学部での講義や演習よりも高度かつ多様な内容の教育を提供することが求められる。また、学部との一貫教育を推進するために、学部生による博士前期課程授業の履修制度を導入し、毎年、数名の法学部生が法学研究科の開講科目を受講している。

法科大学院との関係では、博士前期課程修了後に法科大学院への進学を希望する者や、法科大学院修了後に博士後期課程進学を希望する者の要請に対応した授業を設置する。前者の要請に応える科目として「法律実務実践研究」を開講している。後者の要請に応える科目として、2011年度から法学研究科に外書講読科目として「外国法文献研究」を新設し、法科大学院の学生に選択科目としての履修が可能になるようにしている。

研究者養成を目的とした法学研究コースでは博士前期課程と博士後期課程の教育内容について一貫性・連続性が要請される。これを実現するために、指導教員と副指導教員の連携による指導を円滑に行うことが必要となる。

③ コースワークとリサーチワークのバランス

博士前期課程では修了に必要な単位を32単位とし、そのうち1年次において24単位を取得させる一方で、2年次においては修士論文の執筆に専念させるために講義や演習科目の履修を8単位に抑えている。博士後期課程では博士論文の作成が主となることから、修了に必要な単位は8単位としているが、学生による自主的な科目履修に対応するために多くの科目を開講している。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

① 到達目標の明示、教育目標や教育課程の編成・実施方針と教育内容の整合性

法科大学院の設立により、法学研究コースにおける研究者養成の目的が一層明確なものとなった。また、法学専修コースは、専門性を有する職業等に必要な能力の養成に特化されている。

博士論文作成の指導が博士後期課程の重要な任務であるが、論文作成の指導を通じて自ずから高度の研究能力が養成される。また、博士論文作成に至る準備段階として法学研究論集に掲載する論文の作成も指導している。さらに、研究者養成型助手制度も積極的に活用している。

法学研究コースでは、法情報学・環境法・医事法などの先端科目が多数開講されている。また、憲法・民法・刑法・商法などの基本科目では各科目につき複数の講義・演習が展開されている。

法学専修コースでは、企業法務部門、税理士、司法書士、社会保険労務士などのパラリーガルの再教育を主たる目的として、実務色の強い科目を特定研究課題として開講している。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

「修士学位取得のためのガイドライン」「博士学位取得のためのガイドライン」を作成したことにより、学位取得に向けた指導がしやすくなった。

(2) 改善すべき点

- ・教員数が少ないため、法学専修コースの設置科目数が十分ではない。
- ・博士後期課程への進学を希望していても後期課程入試(外国語2科目)に合格できない者が相当数見出される。博士前期課程の段階で外国語の読解力を向上させるため2011年度から「外国法文献研究」を開講した。今後は講義内容の充実を図る必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・既存の専門科目で扱うことが困難な特定の課題についてプロジェクト講義を実施する。実施に際し、複数教員による担当やR Aの活用なども試みる。2011 年度から「特定課題研究」を開講している。また、外国文献の読解力を向上させるために2011 年度から「外国法文献研究」を開講している。次年度以降もこれらの新設科目の内容について一層の充実を図る。
- ・学内の教員スタッフの有効活用として、准教授が担当する講義科目の拡充を検討する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

英語による講義のみでの修了を可能にする「英語コース」の設置に向けて2011 年度に設置委員会を立ち上げ、今後は設置委員会を中心にコース設置のための具体的な検討を行う。

5 根拠資料

資料1 2010 年度大学院便覧

資料2 2010 年度法学研究科シラバス

資料3 2011 年度明治大学大学院ガイドブック

資料4 法学研究科ホームページ

(URL : http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/index.html)

[IV-3 教育方法]

1 目的・目標

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づく教育方法

本章第1項「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成方針」に示したように、本学の理念・目的を達成するために、法学研究科では人材養成目的（教育目標）を定め、この実現のために、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明示している（本章第1項参照）。この方針に沿うとともに、大学院設置基準第5章（教育課程）を踏まえ、法学研究科の教育内容は構築されている。

2 現状（2010 年度の実績）

(1) 教育方法および学習指導は適切か

- ① 教育目標や教育課程の編成・実施方針と授業実態（講義科目、演習科目、実験・実習科目、校外学習科目等）との整合性
各授業科目の内容、履修形態および単位認定方法については、各教員の裁量に委ねられている。
- ② 履修科目登録の上限設定、学習指導・履修指導（成績不振者への対応、個別面談、学習状況の実態調査、学習ポートフォリオの活用等）の工夫
 - ・博士前期課程は標準修業年限（2年）以上在学して32単位以上を履修しなければならない。必修科目として、1年次に専修科目の講義（4単位）と演習（4単位）を、2年次に専修科目の演習（4単位）を履修することが必要となる。また、選択科目として専修科目以外の講義または演習を1年次に12単位、2年次に8単位履修しなければならない。
 - ・博士後期課程は標準修業年数が3年で指導教員が必要と認める2科目8単位の履修が望ましい。
- ③ 学生の主体的参加を促す授業方法（学習支援、T Aの採用、授業方法の工夫等）
演習のみならず講義科目においても少人数教育が実現されており、報告や討論を通して学生が主体的に参加している。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

① シラバスの執筆要領等に基づく適切な作成と、設置基準に基づく内容の充実

統一様式のシラバス作成を全教員に依頼し、半期15週の枠組みにおいて各回の講義内容を個別に記載し、Oh-o!Meijiシステム上でも閲覧可能となっている。この結果、シラバスの作成の意義はほぼ全教員・学生に理解され、定着しつつある。

② シラバスの適切な履行とその実態の把握

シラバスにおいて各回の講義内容が具体的に記載されるようになり、毎年、記載内容が更新されているので、授業内容・方法とシラバスの整合性はとれている。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか

① 厳格な成績評価

博士前期課程のみならず博士後期課程のシラバスにおいても、1年間30回分の授業内容が記されており、かつ、成績評価方法も記載されている。

成績評価は基本的には指導教員の裁量に委ねられているが、副指導教員の補佐によって、公正かつ適切に運用されている。

⑤ 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性、単位計算方法の明示

単位認定は各教員の裁量に委ねられているが、シラバスにおいて授業の到達目標と成績評価方法が明記されており、到達目標に達した学生のみに単位が認定されている。

③ 学内規程・基準に基づく適切な既修得単位の認定状況

法学研究科では首都大学院コンソーシアム学術交流の趣旨に賛同し、協定校からの協定聴講生及び協定研究生の受入ならびに協定校への派遣、協定校との間での単位互換が可能となっている。

④ 授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

大学院全体では、大学院長を委員長とする「大学院教育改革推進委員会」を設置し、FDについて取り組んでいる。また、年に数回、院生協議会の代表と、教育・研究環境の向上について、協議の機会を設けている。

法学研究科では、FDの一環として、公法学、民事法学、基礎法学といった大まかな研究枠組みの中で指導方法について教員間の意見交換の場を設け、指導の適切性を相互に検証するようにしている。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

① 研修の実施状況と研修を通じた授業改善プロセスの明示

教育内容の充実と教育成果の確保を実現するためにカリキュラム・FD等検討委員会において検討を行っている。

③ 授業アンケートの実施と結果分析からの授業改善の状況

2009年度から授業改善のためのアンケートを実施している。また、年に数回、院生協議会の代表と協議の機会を設け、アンケートの内容を反映した授業改善に努めている。

③ 多様な研修活動の工夫

法学研究科では、公法学、民事法学、基礎法学といった大まかな研究枠組みの中で指導方法について教員間の意見交換の場を設け、指導の適切性を相互に検証するようにしている。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

シラバスの記載が詳細かつ明確になったことから、シラバスの内容に即した授業内容や成績評価が行われることが期待される。

(2) 改善すべき点

授業内容や単位認定の適切性を担保する術がない。首都大学院コンソーシアムの利用が十分ではない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

シラバス記載内容のさらなる明確化と詳細化を図るとともに、シラバスの記載内容と実際の授業内容との齟齬の解消に努める。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

法学研究科内におけるカリキュラム・FD等検討委員会において検討する。

5 根拠資料

資料1 2010年度法学研究科シラバス

資料2 2010年度大学院便覧

資料3 法学研究科ホームページ

(URL : http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/index.html)

[IV-4 成果]

1 目的・目標

(1) 教育目標に沿った学習成果の測定基準

本章第1項「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成方針」に示したように、本学の理念・目的を達成するために、法学研究科では人材養成目的（教育目標）を定め、この実現のために、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明示している（本章第1項参照）。学習成果の測定基準は、学位授与基準において、人材像を定め、この人材像に向けた具体的到達目標を明示し、一定の基準としている。

学位授与方針に定める目指すべき人材像の育成に向けた具体的到達目標

公法学専攻の博士前期課程では、法学研究コースと法学専修コースを設置し、それぞれ基礎となる実定法分野の科目のみならず先端分野の多様な科目を修得させ、自立した法学研究者及び高度専門職業人の養成を目的とする。博士後期課程は、法学分野での自立した研究者の養成を目的としており、先端分野の科目や比較法・基礎法の多様な科目を修得させ、広範な知識と独創性を持った研究者の養成を目指す。

民事法学専攻の博士前期課程では、法学研究コースと法学専修コースを設置し、民法・商法等の実定法科目のみならず先端分野・基礎法分野の多様な科目を修得させ、研究者及び法学領域の専門性を要する職業等に必要能力を養成することを目的とする。博士後期課程は、先端科目や比較法・基礎法の多様な科目を修得させ、法学分野の研究者として自立して研究活動を行うために必要となる高度な研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

前期課程の学生は、「修士学位取得のためのガイドライン」に従い、専修科目ならびに関連科目の講義、演習での指導を経たうえで、指導教員と副指導教員の指導により修士論文を作成する。後期課程の学生は、「博士学位取得のためのガイドライン」に従い、指導教員と副指導教員による指導の下、研究会での報告や論集への論文掲載を経て、博士論文の作成を目指す。

2 現状 (2010 年度の実績)

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか

① 学習成果を測定するための評価指標の開発及び教育内容・方法等の改善への活用状況

法学を含む社会科学では、学生を指導する際に、その効果を測定する客観的な「物差し」が見出しにくい。それ故、学生に対する指導の成果は、修士論文、紀要掲載論文、研究会や学会報告、博士論文という研究成果の内容によって評価するほかない。

博士前期課程に入学した学生の多くが修士論文を執筆し、その内容も修士論文として相応しいものとなっている。

博士後期課程学生の多くは大学院紀要である法学研究論集に論文を掲載している。1名の主査と2名の副査による厳格な審査が行われており、論文内容の水準を維持している。

② 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）の実施

修了生の名簿の作成に取りかかるとともに、修了生と在学生との交流会を行い、修了生との連絡を緊密にしている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

① 卒業・修了の要件（学位論文審査基準）の学生への事前の明示

博士前期課程は標準修業年限（2年）以上在学して32単位以上を履修しなければならない。必修科目として、1年次に専修科目の講義（4単位）と演習（4単位）を、2年次に専修科目の演習（4単位）を履修し、選択科目として専修科目以外の講義または演習を1年次に12単位、2年次に8単位履修しなければならない。これと並行して指導教員と副指導教員による論文指導が行われる。修士の学位論文は、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力または高度な専門性を要する職業等に必要の能力を示すものでなければならない。修士学位請求者は指導教員が十分に修士学位の水準であると判断した場合に論文を提出することができ、主査1名と副査2名の審査委員による面接試問を経て、研究科委員会で合格が認められた者に修士学位が授与される。

博士後期課程は標準修業年数が3年で指導教員が必要と認める2科目8単位を履修しなければならない。3年間を通して指導教員と副指導教員による論文指導が行われる。博士学位を請求するためには、法学研究論集（年2回発行）に、学術的に優れた論文を4本以上掲載することが必要となる。博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すと認められるものであり、かつ、法学研究科の博士論文として相応の質・量・内容・水準を備えるものでなければならない。審査にあたり考慮されるのは、(1)論文の獨創性、(2)研究テーマの学問的意義と適切性、(3)論文の体系性、(4)先行研究の網羅的調査、(5)十分な外国語能力、(6)理論的かつ実証的な分析、(7)論旨・主張の統合性と一貫性である。博士学位請求者は、博士論文提出資格を満たし、指導教員から当該論文の内容・水準・形式についての確認と指導を受け、指導教員が博士学位請求に十分な水準であると判断した場合に論文を提出することができる。主査1名と副査2名の審査委員は、概ね6ヶ月を標準とする審査を経て、最終的に面接試問を行い、審査結果を研究科委員会に提出する。研究科委員会は審議のうえ投票により合否を決定し、合格が認められた者に博士学位が授与される。

② 学位授与手続きの適切性、学位授与方針に従った学位授与の実施

修士論文については、主査の他、2名の副査が論文を厳格に審査し、審査結果を法学研究科委員会で報告して、学位授与を決定している。

博士論文については、「受理および審査に関する内規」に基づき、受理審査を経て、本審査に入り、学位請求者による公開報告がなされた後に、本審査が行われている。本審査では、主査と2名の副査が論文を審査し、法学研究科委員会で審査結果を報告する。この審査報告に基づき、学位を授

与するか否かについては、法学研究科委員会での投票によって決定される。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

- ・2010年度に博士前期課程において修士学位を取得した者は15名（公法学7名，民事法学8名）であった。前年度の実績と比較して修士学取得者数は減少したが，法科大学院との並存という法学研究科の博士前期課程が置かれている厳しい状況を鑑みると，一定の成果を得られたものと考えられる。
- ・2010年度は博士後期課程において課程博士取得者を輩出できなかったが，指導教員と副指導教員による複数指導体制に基づく厳格な指導が実施されており，来年度以降に成果が具体的な数字として現れるものと思われる。

(2) 改善すべき点

- ・博士前期課程は入学者数が定員を満たしていない状態が続いていることから，定員数との比較において修士取得者数をみると，満足のできる数字に達しているとはいえない。
- ・法学専修コースの修士学位取得者が少数に止まっている
- ・博士後期課程では，過去2年において両専攻から学位取得者を輩出していたが，2010年度は学位取得者が0名であった。課程博士を出せなかったことは博士後期課程を置く研究機関として憂慮すべき事態であり，深く反省すべき点である。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・「修士学位取得のためのガイドライン」ならびに「博士学位取得のためのガイドライン」を確実に実施し，研究者養成型助手制度，副指導教員制度の有効活用について検討を進める。
- ・入試制度の改革や進学相談会の充実を図ることにより，入学者数を増加させることによって，修士取得者数の増加に結び付けるように努める。
- ・入学者数の増加に努め，入学者を増加させ，修士取得の改善に努める。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

課程博士取得を促進するとともに，博士取得者が大学等の研究機関に就職できるようにするための支援体制の整備について検討を進める。

5 根拠資料

資料1 2010年度法学研究科シラバス

資料2 2011年度明治大学大学院ガイドブック

資料3 法学研究科ホームページ

(URL : http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/index.html)

V 学生の受け入れ

表5-1 入試形態別志願者数

大区分	小区分	2008年	2009年	2010年
-----	-----	-------	-------	-------

一般入試	(前期課程)	40	31	27
	(後期課程)	17	26	20
学内選考		14	8	13
特別入試	社会人特別入試	なし	なし	なし
	外国人留学生入試			
	(前期課程)	15	7	7
	(後期課程)	2	1	3

表5-2 年度別入学定員と入学定員超過率

定員	2007年度		2008年度		2009年度		2010年度	
	入学者数	比率	入学者数	比率	入学者数	比率	入学者数	比率
博士前期 課程 50名	35	70	20	40	17	34	22	44
	10	83.3	2	16.6	4	33.3	7	58.3

表5-3 外国人留学生の状況

		2008年	2009年	2010年
M	全入学者	20	17	22
	留学生入学者	4	2	4
	留学生割合 (%)	20	11.7	18.1
D	全入学者	2	4	7
	留学生入学者	0	0	0
	留学生割合 (%)	0	0	0

表5-4 社会人学生の状況

項目		2008年	2009年	2010年
M	全入学者	20	17	22
	社会人入学者	1	2	2
	社会人割合 (%)	5	11.7	9.1
D	全入学者	2	4	7
	社会人入学者	0	0	0
	社会人割合 (%)	0	0	0

1. 目的・目標

(1) 入学者の受け入れ方針 (アドミッションポリシー)

法学研究科博士前期課程及び博士後期課程を入学者に求められる要件等を「入学者受入方針」として定めて、これをホームページ、大学院便覧、大学院シラバス、大学院ガイドブック、学生募集要項等で公表している。

法学研究科の入学者の受け入れ方針

【博士前期課程】

法学研究科博士前期課程では、研究者・高度専門職業人としての学問的基礎を修得し、自立して問題解決に当たることができる能力を備えた人材の育成を目指しています。そのため、次のような資質や意欲を持つ学生を積極的に受け入れます。

- 自らの研究テーマを探究し自立した法学研究者を目指す者。
- 法学領域の専門性を要する職業等に必要な能力の修得を目指す者。

以上の入学者受入方針に基づき、年2回の学内選考入学試験、一般入学試験、外国人留学生入学試験、社会人入学試験、3年早期卒業予定者入学試験を実施し、研究者・高度専門職業人となるべき豊かな素養と能力を重視した入学者選抜を行ないます。

【博士後期課程】

法学研究科博士後期課程では、法学分野の研究者として自立して研究活動を行なうに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を備えた人材の育成を目的としています。そのため、次のような資質や意欲を持つ学生を積極的に受け入れます。

- 法学に関する専門分野において自立した研究者を目指す者。
- 大学等の高等教育機関において教育研究活動を目指す者。

以上の入学者受入方針に基づき、一般入学試験、外国人留学生入学試験を実施し、研究者となるべき専門能力を重視した入学者選抜を行ないます。

2. 現状 (2010 年度の実績)

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

- ① 求める学生像及び入学にあたり習得しておくべき知識等の内容・水準の明示
大学院案内、法学研究科シラバス等を通じて人材育成の目的を明示すると共に、そのために必要な学生像を明示している。
- ② 障害のある学生の受け入れ方針
障害のある学生に対しても広く門戸を開き、公平性・公正性を害さない範囲で入試実施方法について変更を加えると共に、修学支援のためのサポート体制を構築する。
- ③ 学生の受け入れ方針の受験生を含む社会への公表
進学相談会、大学院案内、ホームページ等を通じて、博士前期課程・後期課程の進学に必要な知識等について周知を図っている。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

- ① 学生の受け入れ方針と学生募集、選抜方法の実態との整合性
- ② 学生募集、入学者選抜を適切に行うための必要な規程、組織、責任体制等の整備
大学院入試実施要領、大学院入学試験監督要領、入学問題作成管理体制に基づいて厳正に実行されている。カリキュラム・FD等委員会及び法学研究科委員会において、学生募集や選抜方法の妥当性につき議論している。
- ③ 公正・公平な学生募集、受験機会の保証、受験生の能力を適切に判定する入学者選抜方法
博士前期課程については、学内選考入試と一般入試(年2回)という2種類の入試を実施している。学内選考では、法学部のみならず他学部の成績優秀者にも受験資格を与え、専門科目の筆記試験と面接試験により合否判定を行っている。一般入試では、法学研究コースにつき、外国語と専門科目の筆記試験

験および面接試験により、また、法学専修コースにつき、外国語と小論文の筆記試験および面接試験により合否判定を行っている。2005年度より、志願者を増加させるため、前期課程も後期課程も9月と2月に2回入試を実施している。また、後期課程について、法科大学院修了者の後期課程への受入れについて具体的な入試方法を作成し、2006年度入試から実施している。

学内選考入試を行い、成績優秀者に受験資格を与え、筆記試験と面接試験の結果により合否を判定している。2010年度（2011年度入試）では、18名へと志願者が増加した。さらなる増加を目指している。

他大学・大学院の学生に対しても、一般入試に関しては、門戸を広く開放し一般選抜入学試験を実施しており、大学院生募集要項に規定している出願資格を有している者であれば、出願・受験が可能である。一般入学試験実施にあたっては、各研究科が定めた内規により厳正に学力審査等を行っており、本学出身者を優遇している状況は無い。

2003年度より昼夜開講制の法学専修コースを開設し、社会人の積極的な受入れを目指したが、志願者は少ない。博士前期課程については、2008年度入試において4名、2009年度入試において2名、2010年度入試において3名であった。博士後期課程については、2006年度入試において1名の留学生を受け入れた。さらに、交換留学生を2008年度に1名、2009年度に1名、2010年度に1名受け入れている。

(3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

① 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

在学生数比率は、2008年度、2009年度と落ち込んだが、入試制度の見直しや学生の支援体制の充実により、回復傾向にある。

② 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

博士前期課程の入学定員は50名（公法学専攻25名、民事法学専攻25名）、博士後期課程の入学定員は12名（公法学専攻6名、民事法学専攻6名）この数年は、入学定員を満たすことができていない。

	博士前期課程		博士後期課程	
	入学者	志願者	入学者	志願者
2005年度	42名	93名	4名	14名
2006年度	34名	76名	7名	15名
2007年度	35名	79名	10名	18名
2008年度	20名	69名	2名	19名
2009年度	17名	46名	4名	27名
2010年度	22名	47名	7名	23名

2005年度（2006年度入試）から一般入試を2回実施することによって多少改善された。しかし、2009年度からとりわけ博士前期課程の志願者が減少傾向を示しているため、それに対応する入試制度等の見直しを行っている。

(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

カリキュラム・FD等委員会及び法学研究科委員会において、入試実施後に問題のレベルや採点基準、入試制度についての検討を行っている。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

- ・ 志願者を確保するために多様な入試形態を採用している。
- ・ 学内の勉学意欲に満ちた成績優秀者が、卒業後の進路を早期に確保でき、加えて、大学院入学にむけて基礎学力および経済上の準備を行う余裕を得ることができる。
- ・ 他大学・大学院の受験生を平等に扱っている。
- ・ 社会人の多様な要請に応えている。
- ・ 学生相互の交流により、知的刺激を受ける機会が広がっている。

(2) 改善すべき点

- ・ 法科大学院の開設に伴い、志願者の確保のための方策が必要となっている。
- ・ 学内の成績優秀者に対して、大学院における勉学の魅力をPRする機会をさらに増やしていく必要がある。
- ・ 他大学・大学院に対する更なる広報活動が必要である。
- ・ 学生の研究関心を広げ、研究レベルを上げるための方策を立てる必要がある。
- ・ 法科大学院の開設に伴い、教員の負担が増加した。
- ・ 法科大学院の開設に伴い、法学研究科への志願者が減少する傾向にあり、これに対する対応策が要請されている。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

海外からの留学生をさらに増加させ学生数の確保を図ると共に、大学院の国際化・国際貢献に資するために、LLM・プログラムの導入を図ることとし、そのために必要な調査や具体的な体制づくりを行う。

法科大学院の卒業生の博士後期課程進学を研究者養成の一つの方法と位置づけ、法科大学院在学生のニーズを掘り起こすため、法科大学院と協力して、在学生の法学研究科設置科目（特に外書講読・外国法）の受講の可能性やその他の単位互換制度等を含めた問題について一層の協議を進める。

法学専修コースを受講生たる社会人のニーズに合致させるために、カリキュラム、科目内容の改正・修正を図る。学部生のニーズを掘り起こすために、学部生対象の講演会・シンポジウムを実施する。

学内選考入学試験を今後も複数開催したい。法学研究科は学内選考入学試験の志願者が多く、このことは、他研究科と比較しても常に最上位にある。このことを鑑み、内部進学者への進学を増やすことにより志願者の確保に繋げたい。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

法科大学院との連携を継続的に図り、あらたな研究者養成システムを構築する。

5 根拠資料

資料1 法学研究科入試概況データ

(URL : http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/pr/nyuusigaikyoude-TA.pdf)

VI 学生支援

表6-1 退学者数及び退学理由

		病気	一身上都合	他大学院入学	経済的理由	その他(期間満了)	合計
2008年	M	0	0	0	0	0	0
	D	0	1	0	0	0	1
2009年	M	0	2	0	0	0	2
	D	0	1	0	0	2	3
2010年	M	0	3 [*]	0	0	0	3
	D	0	4	0	0	0	4

※博士前期課程・博士後期課程別に記載する。

※除籍者も含む。

1. 目的・目標

(1) 学生支援（修学支援、生活支援、進路支援）に関する方針

法学研究科は、学生支援（修学支援、生活支援、進路支援）を手厚く行う。

本学法学研究科出身の研究者のネットワークを構築し、定期的に就職支援のための懇談会を開催するとともに、研究活動・就職活動に関する知見を得る機会を与えるシステムを拡大・充実する。

課程博士取得者や論文博士取得者による研究活動に関する講演会を開催し、計画的な研究活動のための方法論を確立できる機会を提供する。

2. 現状（2010年度の実績）

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか

TA・RA、奨学金、助手制度、さらにサポーター制度を利用して経済的な面での研究支援を図ると共に、留学制度・副指導教員制度・特別講義及びゲストレクチャーによって研究促進を図っている。また、ネットワーク構築により就職支援を行う。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか

① 留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

カリキュラム・FD等検討委員会において状況把握とそれに対する対処方法を決定している。

② 補習・補充教育に関する支援体制とその実施

博士前期課程・博士後期課程に在学する全学生に対して、指導教員だけでなく副指導教員を選任し、研究指導や学習上の問題点についての支援を両者の連携の元に行っている。

③ 障害のある学生に対する修学支援措置の適切性

視力障害のある学生が博士前期課程に入学したこともあり、授業の準備や研究作業、論文作成に関するサポーター制度を設けて、博士前期課程・博士後期課程に在籍する学生による支援体制を構築・運用している。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

- ・障害学生に対するサポーター制度が在学生の協力もあって、実際に効果を上げている。
- ・副指導教員制度は、修士論文作成指導、進路指導において効果を上げている。
- ・大学院OBとのネットワークづくりが一定の就職支援への効果を上げ、卒業生の就職へのポスト獲

得

に確実な成果をあげている。

(2) 改善すべき点

- ・委員会全体でのFDだけでなく、研究分野ごとのFDや修士論文・博士論文作成のための指導体制を構築する必要がある。
- ・副指導教員制度の活用については個人毎にばらつきがあり、制度的に対応する必要がある。
- ・他の大学院院生との研究交流をもっと活発に組織する必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・障害学生受け入れのためのスキャナー・変換ソフトその他のハード面の充実を図る。
- ・大学院OBと在学生のネットワークを一層充実させる。
- ・指導教員・副指導教員の連携を強化して指導体制を充実させるためのシステムづくりをカリキュラム・FD等委員会で行う。
- ・就職支援として、院生の研究内容や成果について紹介するための冊子作成の準備を行う。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・大学院OBのネットワーク、教員のネットワークを統合し、全国的な規模での研究者就職支援体制の構築し充実させる。
- ・自己点検や入試制度の見直しに特化した委員会を設置して、自己点検・入試制度改革の詳細な検討を行う。
- ・課程博士論文作成を促進するための制度作りを行う。
- ・課程博士論文作成のための体験者講演会の開催をする。

5 根拠資料

資料1 2010年度就職キャリア支援計画概要書

資料2 2010年度大学院教育振興費基礎配分（研究者養成支援プログラム）

VII 教育研究等環境（VII-3 研究環境等）

1. 目的・目標

(1) 学部独自の教育研究施設（名称、設置場所）の状況とその利用目的

教育・研究活動の支援体制および適切な施設・設備などについて点検・評価し、問題点があれば改善する。

2. 現状（2010年度の実績）

(1) 教育研究等を支援する環境や条件は、教育課程の特徴や教育方法、研究上の特性等に応じて、適切に整備されているか

- ・教員研究室として個室が提供されているが、書架の設置などにつき制限があり、利用上問題がある。
- ・リバティタワー19階から22階が大学院専用スペースとなっており、設備も充実している。

- ・図書館の図書は必ずしも十分とはいえないが、電子媒体の資料の収集、コンピュータ、ネットワークといった情報提供環境の整備・充実が進められている。
- ・山手線コンソーシアムにより、他大学・大学院との図書の学術情報の相互利用制度が整備されている。
- ・教員には「法律論叢」,「NEIJI LAW JOURNAL」および「社会科学研究所紀要」への投稿の機会が確保されており、実質的にも研究成果発表の機会として機能している。
- ・教員の研究時間を確保させる方策は不十分である。
- ・社会科学研究所には、共同研究・総合研究制度があり、また大学院には、大学院研究科共同研究の制度がある。
- ・2004年度に法学研究科内に特定課題研究所が創設され、2006年度より特定課題プロジェクトへと名称変更され、現在5つのプロジェクトが設置され、学内外の研究者との共同研究が行われている。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

- ・院生専用フロアが確保され、研究活動の拠点として機能している。また、各教室からインターネットの接続が可能となっており、教育活動の支援体制が整備されている。

(2) 改善すべき点

- ・教員研究室の書籍収納スペースは限界であり、全学的に見地から年度計画に基づき改善する必要がある。
- ・研究における国際的な連携活動へ向けた計画が不十分である。
- ・教員は、学部・研究科・法科大学院を兼務せざるを得ないことから、研究時間の確保が困難となっている。また、学内諸業務も多く、研究時間の確保を困難にしている。
- ・全体的に研究助成金の申請率が低い。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・研究助成金の申請を積極的に推進する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・教員研究室における書籍収納スペースの改善へ向けた方策を検討する。
- ・研究における国際的な連携を促進させる。
- ・教員の研究時間を確保すべく方策を検討する。

5 根拠資料

資料1 社会科学研究所紀要募集要項

資料2 法律論叢募集要項

資料3 山手線沿線私立大学図書館コンソーシアムホームページ

(URL : <http://www.meijigakuin.ac.jp/~tosho/opac/info.html>)

X 内部質保証

1. 目的・目標

(1) 内部質保証の方針

法学研究科における内部質保証は、「カリキュラム・FD等委員会」が担う。

「カリキュラム・FD等委員会」は、教育理念・人材育成に関する目的・その他教育上の目的を実現するために、教学の諸活動を適宜点検・評価することを目標として、定期的を開催され、①FDなどで得られた評価結果を検討し、②それを踏まえて具体的な改善方策を策定して研究科執行部に報告し、さらに③研究科委員会での審議結果を受けて各種改善方策の実施にあたるものとする。

内部質保証に関して同委員会が目標とするところは、次の通りである。

1. 自己点検・評価体制を整備し、自己点検・評価の手続きおよびその方法を確立させ、必要に応じた適切な評価項目を設定した上で、自己点検・評価を実施すること。
2. 自己点検・評価の結果を、本学ホームページ等を通じて社会に公開すること。
3. 自己点検・評価結果は、大学院教育の改善・向上に反映させる必要があるため、改善・向上に向けた運用方法を整備し、運用すること。

2. 現状 (2010年度の実績)

(1) 点検・評価を行い、社会に公表しているか

① 評価に関する委員会等の設置 (名称, メンバー, 年間開催回数)

委員会等の名称	主なメンバー, 人数	開催回数
法学研究科カリキュラム・FD等委員会	法学研究科執行部全員, 研究科委員会で選任された委員6名 計10名	6回
法学研究科院生協議会との懇談会	院生協議会から学生3～4名と研究科執行部4名, 計7～8名で組織	1回

⑥ 評価報告書等の作成, 公表

2010年度法学研究科自己点検・評価報告書
明治大学ホームページ

3 評価

(1) 効果が上がっている点

- ・研究科レベルでの自己点検・評価活動の充実
- ・研究科レベルでは、自己点検・評価を定期的に行い公表することで、組織の構成員に問題点を明確にしている。

(2) 改善すべき点

- ・外部評価の導入
- ・教育研究活動のデータベース化の拡充及び推進
- ・データベース化の必要性は認識されているが、現在のところ、データベース化は思うように進んでいない。今後はより一層データベース化を行い、データ活用を行うことにしたい。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立を、より明確に構築していく。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

自己点検・評価の節目で、研究科の教育理念・人材育成に関する目的・その他教育研究上の目的を実現に見合った中・長期を視野に入れた計画、実施、点検・評価、見直しを行い、その実現に向けたシステム構築し維持していくことが重要と考えている。

5 根拠資料

資料1 2009年度自己点検・評価報告書

資料2 2011年度 教育・研究に関する年度計画書 「教育・研究に関する長期・中期計画書」